

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年7月30日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番 山下 栄	2番 森 信 幸	3番 長 友 順 子
	5番 戸 高 一 志	6番 橋 口 裕 二
7番 佐 光 真 美	8番 河 野 博 子	9番 杉 尾 英 敏
(農地利用最適化推進委員)		
10番 江 藤 宗 武	11番 佐 藤 伸 義	12番 永 友 昭
13番 河 野 伊 栄 雄	14番 林 田 泰 代	15番 樽 見 一 寛
16番 黒 木 正 行	17番 有 澤 章	18番 阿 部 洋 子

4 欠席委員

4番 井 尻 恵 雄

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第30号	農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
第5	議案第31号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第6	議案第32号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第7	議案第33号	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第8	議案第34号	農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
第9	議案第35号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第10	議案第36号	非農地証明願の承認について
第11	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 2番 森 信 幸 3番 長 友 順 子

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	新 倉 好 雄	局長補佐	今 井 孝 洋	係 長	緒 方 恵 美
		主 査	別 宮 愛		

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、7月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、7月の諸報告をさせていただきます。 2日、川南町農業者年金受給者協議会グラウンドゴルフ大会が開催され、会長が出席されました。 8日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 16日、宮崎県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第3小委員会を開催しました。 20日、川南町消防操法大会が開催され、会長が出席されました。 本日、7月定例総会であります。 以上でございます。
あっせん会 議案28号の分	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。
	3番	議長、3番。 7月8日、午前10時より、役場第3会議室で、10番委員と、あっせん会を開催しました。 ＜あっせん会内容の報告＞
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	6番	議長、6番。 7月10日、午前9時より役場第3会議室で、12番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 2番 森 信幸(もり のぶゆき)委員 3番 長友 順子(ながとも じゅんこ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りいたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第30号 5条計画変更	議長	【日程第4】 議案第30号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第30号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請は、1件でございます。 申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	8番	議長、8番 。
		1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、10号線の旧ドコモの店舗から西側に入り、村田製菓の手前になります。令和6年6月6日シレイ6005-5-22で承認された案件であります が、当初の計画では道路に対して横向きの建物を建設する予定でしたが、今回事業が進む中で縦向きの方がいいという事での事業計画の変更になります。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第31号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第31号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第31号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	2番	議長、2番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、受人の敷地内になります。 渡人は、受人である法人の社長の祖父になります。会社としては資産を大きくしたいという事での案件です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願い申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、許可することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第32号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第32号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第32号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	3番	議長、3番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 7月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号については、始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
1号 補足説明	議長	1号。
	2番	議長、2番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、議案第31号で説明した畑の隣になります。3条と5条の売買になりますが、3条は農地の価格、5条は宅地の価格での売買になります。申請地は既に豚舎が建っています。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えているため第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であるため不許可の例外に当たると考えられます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第33号 集積(所有権)	議長	【日程第7】議案第33号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第33号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願い 申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、坂の上から駅に下りて いくところと公民館の方に曲がって行った所から、100mも行 かないぐらいの所の左手になります。 この土地は、渡人が20年前に購入し野菜を作っていたの ですが、年齢的にも営農が困難になり、同級生である受人 に売買を相談したところ了承してもらったそうです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議 方よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	6番	議長、6番 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これは特例事業による一時貸付期間満了による売買になります。 この案件は、一度期限が到来しその時点で受け渡しをする予定でしたが、受人の資金調達が出来ないという事で、一度公社が協議をしたところ、数か月経てば資金が準備できるという事で、今回準備が整いましたので申請となりました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、決定することといたします。
	議長	次に、3号。
3号 補足説明	3番	議長、3番 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先日あっせんにかけた案件になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、決定することといたします。
4号 補足説明	議長	次に、4号。
	3番	議長、3番 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先日あっせんした一部の農地に農振が除外になっていた土地があり、あっせんにつけられなかったもので、今回の案件になりました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、決定することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第34号 集積(利用権)	議長	【日程第 8】 議案第34号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第34号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経 営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願い 申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも先日あっせんにかけた案 件になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方 よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		1号 については、決定することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第35号 促進(中間)	議長	【日程第9】 議案第35号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第35号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、24件でございます。 内訳は、更新が1号から4号までの4件、新規が5号から24号までの20件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	1号から4号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
1号から4号	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から4号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、5号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで 14番 委員の退室を求めます。 ＜ 14番 委員退室 ＞

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	5号、6号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	8番	議長、8番。 5号、6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手が自身の経営する法人に使用貸借するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	5号、6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号、6号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 14番 委員の入室を許可します。 ＜ 14番 委員入室 ＞
	議長	7号、8号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
7号、8号 補足説明	9番	議長、9番。 7号、8号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前から借り手の方が耕作しており、今回中間管理機構を通しての貸借となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	7号、8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	7号、8号 については、承認することといたします。
	議長	9号、10号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
9号、10号 補足説明	1番	議長、1番 。 9号、10号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前から借り手の方が耕作していた畑になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	9号、10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	9号、10号 については、承認することといたします。
	議長	11号、12号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
11号、12号 補足説明	1番	議長、1番 。 11号、12号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、2か月前に別の方と契約が成立していたのですが、その後に折り合わず、別の方が借りるという事になりました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方 よろしく願いいたします。
	議長	11号、12号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	11号、12号 については、承認することといたします。
13号、14号 補足説明	議長	13号、14号 は関連があるので一括して説明をお願いしま す。
	1番	議長、1番 。 13号、14号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の 各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議方 よろしく願いいたします。
	議長	13号、14号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	13号、14号 については、承認することといたします。
	議長	15号、16号 は関連があるので一括して説明をお願いしま す。
15号、16号 補足説明	1番	議長、1番 。 15号、16号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。こちらでも先程と同様の案件になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	15号、16号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	15号、16号 については、承認することといたします。
17号、18号 補足説明	議長	17号、18号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	11番	議長、11番。 17号、18号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。賃料が面積に対して高額だと思い現地を確認したところ、茶畑でしたのでこの賃料になったということでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	17号、18号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	17号、18号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	19号、20号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
19号、20号 補足説明	11番	議長、11番 。 19号、20号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前は、樹木が植えてありました。現地を確認したところ、綺麗に整備されておりましたが、まだ作付けはされていない状態でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	19号、20号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	19号、20号 については、承認することといたします。
	議長	21号、22号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
21号、22号 補足説明	10番	議長、10番 。 21号、22号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、松原から坂の上に上がったところの牛舎の向かいになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	21号、22号 については、承認することといたします。
	議長	23号、24号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	議長	23号、24号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	10番	議長、10番 。 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、菅原の黒木板金の手前で、ぶどう畑と住宅の間のかぎ状の畑になっています。隣がぶどう畑で、時期的に作業が出来なかったりするという事で、割安な値段設定になっているということです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第36号 非農地証明	議長	【日程第10】 議案第36号 「非農地証明願いの承認について」 を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第36号 「非農地証明願いの承認について」 その提案理由を説明 申し上げます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおり であります。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補 足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきます よう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	4番	議長、 4番 。 第3小委員会の委員長報告を行います。 7月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受 けた後、現地調査を行いました。協議の結果、1号、2号に ついては非農地相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長 議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員 の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	12番	議長、12番 。 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、白髭神社の奥の道路 を木城方面に300m～400m行くと左カーブになっている所 の左手になります。 申請地の地目は畑ですが、現況が原野であり農地として使用 することが著しく困難であることから農地でないと判断され ます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろ しくお願いいたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	7番	議長、 7番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、伊倉浜の公園に入っていく線路を渡って、左手にお墓があるのですがそこに行く道路と線路の間にある狭い土地で4筆あります。申請人は非農家なので、その場所に農地があることが分からず、今回固定資産を調べて、土地を整理しようと考えていたら、今回の申請地に気づき、杉が大きくなっていて農地の状態ではなかったもので、本案件に至ったという事でした。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	6番	議長、 6番。 現状杉が植えられているという事ですが、これまでは植林とかされている場合は、山林として見て転用を勧めていたのですが、今回何故非農地になっているのか説明をお願いします。
	事務局	議長、 事務局。 杉が植えられているという表現をしていますが、雑木的な状況ではえている状況です。綺麗に植林し管理しているような状況であれば、転用になると思うのですが、本案件は雑木等多数生えており植林に当たらないという事で非農地として判断しています。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	6番	議長、6番。 そういう事であれば、山林ではなく例えば雑種地に替えた方がいいのではないのでしょうか。山林とすると誤解を招くのではないのでしょうか。
	事務局	議長、事務局。 転用後の地目、雑種地の内容としては、砂利敷きの駐車場なども雑種地になります。原野は、背丈程の雑木等が生えている状態などです。そのことから、杉も結構な大きなものが数本あることや雑木等入り混じっているということで山林と判断しております。
	6番	議長、6番。 微妙なニュアンスではあると思うのですが、判断に難しい所もあるようですが、委員の認識として山林は転用にするという考えを頭に入れておいてもらえればいいかと思います。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 売買のためが4件、耕作者の変更が6件、所有者の都合が2 件の計12件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「8月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「8月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和6年7月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でし た。

川南町農業委員会 7月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

2番

3番